２　　行　政　機　構

（１）　機構図

（２）　税務事務分掌

2 行政機構

（令和6年4月1日現在）

(1)機構図

- 市長
  - 副市長
    - デジタル自治推進局
    - 防災危機対策局
    - 総務部
    - 企画振興部
    - 財務部
      - 管財課
      - 資産経営課
      - 財政課
      - 課税課
        - 市民税係
        - 資産税係
      - 収税課
        - 納税係
        - 徴収係
        - 債権係
    - 地域連携部
    - 人権生活環境部
    - 健康福祉部
      - 医療福祉政策課
      - 障がい福祉課
      - 生活支援課
      - こども未来課
      - こども家庭支援課
      - 保育幼稚園課
      - 介護高齢福祉課
      - 地域包括支援センター
      - 保険年金課
        - 保険年金係
      - 健康推進課
        - 医療助成係
    - 産業振興部
    - 建設部
    - 消防本部
    - 上野総合市民病院
    - 会計管理者
      - 出納室
- 上下水道事業
  - 上下水道部
- 教育委員会
  - 事務局
- 選挙管理委員会
  - 事務局
- 監査委員会
  - 事務局
- 公平委員会
  - 事務局
- 固定資産評価審査委員会
  - 事務局
- 農業委員会
  - 事務局
- 市議会
  - 事務局

(2)税務事務分掌

令和6年4月1日現在

課	係	人員									事務分掌
		参事	課長	副参事	主幹	係長	主査	主任	係	計	
課税課	総括		1							1	
	市民税係					1	1	4	6	12	(1) 市県民税の賦課及び調定に関すること。 (2) 市県民税の申告相談に関すること。 (3) 法人市民税の賦課及び調定に関すること。 (4) 原動機付自転車の標識の交付に関すること。 (5) 市県民税の証明事務に関すること。 (6) 所管に係る支所との調整に関すること。
	資産税係				3	(1)	2	4	4	13	(1) 固定資産税の賦課及び調定に関すること。 (2) 固定資産の評価に関すること。 (3) 固定資産台帳及び地番図の保管に関すること。 (4) 固定資産課税台帳の縦覧に関すること。 (5) 固定資産税の証明事務に関すること。 (6) 諸税の賦課及び調定に関すること。 (7) 所管に係る支所との調整に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。
	計		1		3	1	3	8	10	26	

課	係	人員									事務分掌
		参事	課長	副参事	主幹	係長	主査	主任	係	計	
収税課	総括		1							1	
	納税係				2	(1)	1		2	5	(1) 市税に係る証明の受付事務に関すること(市県民税、軽自動車税、国民健康保険税及び営業証明等)。 (2) 納税に係る証明に関すること。 (3) 市税の収納管理及び過誤納金に関すること。 (4) 納税督励に関すること。 (5) 所管に係る支所との調整に関すること。 (6) 課の庶務に関すること。
	徴収係			1	2	(1)	1	2	1	7	(1) 市税(国民健康保険税を含む。)の徴収(滞納整理及び滞納処分)及び収納に関すること。 (2) 移管を受けた強制徴収公債権の徴収に関すること。 (3) 所管に係る支所との調整に関すること。
	債権係					1		1	1	3	(1) 市の債権の回収方針及び計画に関すること。 (2) 市の債権の管理に係る総合調整及び指導に関すること。 (3) 債権回収事務の総括管理並びに移管を受けた非強制徴収公債権及び私債権の回収に関すること。 (4) 市の債権の放棄に係る総括に関すること。
	計		1	1	4	1	2	3	4	16	

( )は兼務